

UBC情報

発行： 2025年2月3日

No. 296

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和6年分の所得税確定申告書の受付は、2月17日（月）～3月17日（月）までです。納付期限も3月17日（月）です。

振替納税をご利用の場合は、申告所得税及び復興特別所得税4月23日（水）消費税及び地方消費税4月30日（水）です。

トピックス

令和7年度税制改正大綱（主な個人関連のもの）

令和7年度税制改正大綱が公表されました。主な個人関連のものには以下のような改正があります。

◎基礎控除及び給与所得控除の引上げ……令和7年分から所得税の基礎控除額を58万円（現行48万円）に上げます。また、給与所得控除の最低保障額を65万円（現行55万円）に上げます。これにより、所得税が課税されない給与収入額は123万円となります。なお、基礎控除の引上げを踏まえ、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額に係る要件が58万円以下（現行48万円以下）となります。

◎特定親族特別控除（仮称）の創設……令和7年分から生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合は123万円）を超える場合でも85万円（同150万円）まで特定扶養控除と同額の63万円を所得控除でき、123万円（同188万円）までは段階的に通減された控除額を適用できます。

◎生命保険料控除の拡充……23歳未満の扶養親族を有する子育て世帯は、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額を6万円（現行4万円）に上げます。なお、合計適用限度額（現行12万円）は変更ありません。令和8年分に適用します。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の特例を延長……特例対象個人（夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる方）に対して令和6年に実施された住宅ローン控除の特例措置（控除対象借入限度額の上乗せなど）や住宅リフォーム税制の特例措置（一定の子育て対応改修工事を対象に追加）を令和7年も実施します。

コロナ対応資金繰り支援策の見直し

経済活動の正常化が進む中、新型コロナに対応した資金繰り支援策の見直しが行われています。

日本公庫等のコロナ特別貸付は昨年12月で終了しましたが、借換に対応可能な「危機対応後経営安定貸付」を創設します。また、コロナ資本金劣後ローンは本年2月で終了し、対象事業者を追加等した「通常資本金劣後ローン」に移行します。

経営改善サポート保証（コロナ対応）は本年3月の終了後に「経営改善・再生強化型」へ移行し、経営改善・再生計画に必要な資金を支援します。



R7年度税制改正大綱（主な中小関連のもの）

◎防衛特別法人税の創設……法人に対し、課税標準法人税額（基準法人税額から500万円を控除した額）に税率4%を乗じた「防衛特別法人税」を課税します。令和8年4月以後開始事業年度から適用。

◎中小企業者等の法人税率の特例の見直し……中小企業者等の年800万円以下の所得に適用される法人税の軽減税率（15%）について、所得が年10億円を超える事業年度は税率を17%に引上げます。令和7年4月以後開始事業年度から適用。

◎事業承継税制における役員就任要件等の見直し……法人版事業承継税制の特例措置における後継者の役員就任要件（株式贈与日まで3年以上継続して役員等であること）について、「贈与の直前において役員等であること」に見直します（個人版も同様に見直す）。令和7年1月以後の贈与から適用。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し……免税方式について、免税店は外国人旅行者に対象物品を税込価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に消費税額を旅行者へ返金する「リファンド方式」に見直します。また、一般物品と消耗品の区分や、消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税対象となる「通常生活の用に供するもの」の要件を廃止します。令和8年11月から適用。

◎先端設備導入に係る固定資産税の特例措置の見直し……中小企業等経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の軽減措置について、対象を同計画に雇用者給与等支給額を1.5%以上上げる方針を位置付ける場合に限定し、3年間1/2（賃上げ率3%以上は5年間1/4）に軽減します。令和7年4月から適用。



医療費控除の適用を受ける場合は

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（OTC医薬品の購入費用を対象とした「セルフメディケーション税制」との選択適用）。

適用を受ける場合は医療費の領収書を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。

◆医療費控除を受ける場合の留意点等

◎対象となる医療費……＊医師等に支払う診療・治療の費用、＊入院費用（身の回り品の購入費用などは対象外）、＊通院費（電車等の交通機関を利用した場合に限る）、＊風邪等の治療に必要な市販医薬品の購入費、＊介護に係る一定の費用など、治療等のために必要な費用が対象となります。なお、病気予防や健康増進のための費用（予防接種や健康診断等の費用、ビタミン剤の購入費用等）は対象外です。

◎健診等で疾病が発見された場合……健診等の費用は対象外ですが、健診等により疾病が発見され治療する場合には、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合……入院給付金や高額療養費など医療費を補填する金額がある場合は、対象の医療費から差し引いて計算します。

◎未払いの医療費がある場合……対象となる医療費はその年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外となります。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC 福祉情報

No. 296

発行：2025年
2月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論

サービス活動収益③ 児童福祉事業収益 等

1. 児童福祉事業収益

児童福祉事業収益とは、児童福祉事業に関連する事務費収益、事業費収益、利用料収益などを合わせたものをいいます。

勘定科目の説明は「運用上の留意事項 別添3 勘定科目説明」に定められていますが、児童福祉法に定められた事業である助産施設や乳児院、母子生活支援施設などの措置施設等において提供されるサービスに対応した勘定科目となっています。

2. 保育事業収益

保育事業収益とは、保育所等の保育サービスに関する給付費や利用者負担金、委託費収益、利用者等利用料、保育所等に関連する補助金事業収益（公費or一般）、保育所等に関連する受託事業収益（公費or一般）に関連する収益を合わせたものをいいます。勘定科目に関する説明は「適用上の留意事項 別添3 勘定科目の説明」に定められていますが、保育所の運営主体・施設形態等によって、使用する勘定科目が異なることに留意が必要です。主な関係をまとめると下表となります。

中区分	対象施設・事業
施設型給付費収益	以下の3施設にてサービスの提供が行われた場合の収益をいいます。 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型） 幼稚園 公立保育所
特例施設型給付費収益	上記施設型給付のうち、特例によって設置された施設にてサービス提供が行われた場合の収益をいいます。
地域型保育給付費収益	市町村の認可事業として、以下の事業が行われた場合の収益をいいます。 （小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
特例地域型保育給付費収益	上記地域型保育のうち、特例によって事業が行われた場合の収益をいいます。
委託費収益	私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益をいいます。
その他の事業収益	保育所等に関連する補助金事業収益（公費or一般）、保育所等に関連する受託事業収益（公費or一般）、等をいいます。

3. 生活保護事業収益

生活保護事業収益とは、措置事業に係る事務費収益（措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収益）、事業費収益（入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収益）、授産事業収益、利用者負担金収益等が計上されます。

4. 医療事業収益

医療事業収益とは、運営する病院又は診療所において入院患者、外来患者並びに在宅患者の診療、療養に係る収益や医療法に基づく又は関連する事業に対する補助金や受託収益等を合わせたものをいいます。

勘定科目に関する説明は「適用上の留意事項 別添3 勘定科目の説明」に定められています。

5. 退職共済事業収益

退職共済事業収益とは、退職共済事業の事務手続業務に係る事務収益であり、社会福祉協議会において使用が見込まれる勘定科目です。

6. ○○事業収益

○○事業収益とは、これまで記載した事業に関連する収益のいずれにも属さない事業に関連するサービス活動による収益を記載する科目であり、事業の内容を示す名称を付した科目で記載します。

○○事業に関連する補助金事業収益は「○○事業収益」>「その他の事業収益」>「補助金事業収益（公費or一般）」、受託事業収益は「○○事業収益」>「その他の事業収益」>「受託事業収益（公費or一般）」として会計処理しますが、補助金事業、受託事業に属さないその他の事業収益及び利用者からの収益は「○○事業収益」>「その他の事業収益」>「その他の事業収益」として会計処理します。

7. ○○収益

○○収益は、経常経費寄附金収益、その他の収益を除く上記のいずれにも属さないサービス活動による収益を記載する科目であり、収益の内容を示す名称を付した科目で記載します。

8. 経常経費寄附金収益

経常経費寄附金収益とは、経常経費に対する寄附金及び寄附物品を受領した場合に計上される収益をいいます。寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか確認することが必要です。また、現金で受け入れた場合には経理規程に従って同額を預金に預け入れる必要があります。寄附申込書に基づき、会計処理を行います。寄附金収益明細書は、寄附者の属性（法人役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他）の別に寄附金の内容を集計して作成されることから、寄附申込者について、期末決算時にその属性ごとに集計ができるような整理することが望まれます。

また、寄附は物品で行われることもあります。物品寄附の場合は、同種・同状態のものをインターネット等で検索する、取引業者に確認する等の方法により当該物品の市場価格等（時価）を把握し、会計処理を行うことになります。但し、当該物品が固定資産となるようなもの（土地、車両等）の場合は、支払資金への影響はなく、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上します。この場合、特定寄附金として寄附者において寄付金控除が利用でき、また、一定の要件を満たし、所轄庁の証明を受けた社会福祉法人への寄附は税額控除制度の適用を受けることができます。

食品や紙おむつ等の消耗品で即日消費されるもの、金額換算した場合に明らかに重要性がないと認められるもの、社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものについて、会計処理は不要と解されます。なお、寄附金収益と基本金との関係については「2024年9月2日発行UBC情報社福No.291」をご参照ください。

9. その他の収益

その他の収益とは、これまで記述した収益のいずれにも属さないサービス活動による収益をいいます。

具体例としては、社会福祉法人全国社会福祉協議会による「社会福祉協議会モデル経理規程」では、退職手当積立基金預け金より退職手当積立基金給付額のほうが大きかった場合の差益を受け入れる科目とされています。

10. 障害福祉サービス等事業収益、就労支援事業収益

障害福祉サービス等事業収益とは、指定障害者支援施設及び指定障害者福祉サービス事業に関する介護給付費、障害児施設に関連する収益をいいます。

就労支援事業収益とは、就労支援事業に関連して獲得した収益を計上する科目をいいます。就労支援事業については、事業の内容ごとに適切な名称を付して会計処理をすることが求められており、具体的には製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等が挙げられます。

障害福祉サービスの詳細については、次回以降説明します。

(総合福祉研究会)

